ふるさとあげお応援事業協力企業募集要領

１　目的

ふるさと納税(寄附金)制度による地元特産品などのＰＲ・販売促進、上尾市への寄附促進及び地域経済の活性化などを図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)を提供する事業者(以下「協力企業」という。)を募集する。

２　応募の要件

（１）協力企業の要件

下記の要件に全て適合している者とする。

（ア）各種法規則、条例に沿った生産・製造を行っている。

（イ）納期到来分の市税その他の諸納付金に滞納がない。

（ウ）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが市内にある法人・団体または個人事業者（委託先企業が市内にある場合も含む。）である。

（エ）事業者の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない。

（２）返礼品の要件

下記の要件に全て適合している商品やサービスとする。

ただし、市長が特別に認める場合を除く。

（ア）上尾市の魅力を体感できるもの、上尾市出身者に懐かしんでいただけるもの、上尾市のＰＲにつながるもの、のいずれかに該当している。

（イ）平成３１年４月１日付け総務省告示第１７９号第５条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、総務省市町村税課長からの「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」 や「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのＱ＆Ａについて（通知）」に適合するものであること。

（ウ）品質及び数量の面において、安定供給が見込める。

（エ）商品やサービスの情報開示が可能である。

（３） 返礼品の価格及び寄附金額の設定

（ア）返礼品の価格は、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税等を含めた価格とする。なお、価格が１０万円を超える返礼品の提案も可能とするが、提案前に相談すること。

（イ）寄附金額は、返礼品の価格に３分の１０をかけた額を基本とし、上尾市が決定する。

３　返礼品取扱業務の取りまとめ事業者

寄附受納に係る業務のほか、返礼品の開発や発注・配送管理、協力企業との契約、問い合わせ対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品取扱業務全般について業者（以下「事務代行業者」という。）に外部委託している。

４　その他留意事項

（１）協力企業及び返礼品の選考は、上尾市が実施する。

（２）協力企業は、上尾市から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び上尾市個人情報保護条例に基づいて、適切に取り扱わなければならない。

（３）協力企業は、登録された返礼品の変更又は返礼品の提供を辞退する場合は、事前に事務代行業者に連絡する。

（４）協力企業は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について事務代行業者へ必ず報告する。

（５）上尾市は、協力企業や返礼品が本要領２に定める要件に適合しなくなったと認めた場合、商品調達を中止することができる。

（６）上記に定める他、必要な事項は上尾市と調整の上実施する。

５　応募方法

協力企業に応募する事業者は、別紙申込書『ふるさとあげお応援事業　協力企業エントリーシート』に必要事項を記入し、事務代行業者へ提出する。

【お問い合わせ先】

≪事務代行業者≫

**合同会社LOCUS BRiDGE**

住所：〒364-0005　埼玉県北本市本宿2丁目28−3近江ビル3階

　　電話：048-577-8435

≪ふるさとあげお応援事業所管課≫

上尾市行政経営部財政課

住所：〒362-8501　上尾市本町三丁目1番1号

電話：048-775-4247　　FAX：048-776-8873